

練馬区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 9 6 号

練馬区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則の一部を改正する規則

練馬区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則（平成 8 年 7 月練馬区規則第70号）の一部をつぎのように改正する。

第 5 条中「第21条第 2 項」を「第18条の 3 第 1 項」に改める。

第13条第 1 号中「認可地縁団体」を「認可地縁団体印鑑」に改める。

第16条第 1 項中「第19条第 1 項第 1 号ト」を「第18条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。